

平成23年 8月12日 開会

平成23年 8月12日 閉会

平成23年第8回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

平成23年第8回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号（8月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長あいさつ	3
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第63号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第65号～議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議員の派遣について	17
閉会の宣告	18
署名議員	19

第 8 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

平成23年第8回鮫川村議会臨時会

議事日程(第1号)

平成23年8月12日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第3号)
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 4 議案第64号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第4号)
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第65号 工事請負契約の締結について
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第66号 工事請負契約の締結について
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第67号 工事請負契約の締結について
提案理由説明・質疑・討論・採決
- 日程第 8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君

13番 前田三郎君
欠席議員（1名）

5番 湯坐良政君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	鈴木治男君
企画調整課長	芳賀亨君	住民福祉課長	佐藤文夫君
農林課長	森洋君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第8回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第63号から議案第67号までの5議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

村監査委員より、例月出納検査結果の報告及び定期監査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣関係であります。

7月12日から13日、議員行政視察のため、議員10名を宮城県石巻市、新潟県新潟市に派遣いたしました。

5番、湯坐良政議員から、本日の会議に欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） おはようございます。

臨時議会の開催をお願いしましたところ、病氣療養中であります湯坐良政議員を除く全議員にご出席をいただきまして、議案のご審議をいただきますこと厚く御礼を申し上げます。湯坐議員におかれましては、一日も早い回復を祈念申し上げたいところであります。

冒頭、私ごとで恐縮であります。8月28日執行の村長選挙に立候補するため、8月7日に事務所開きをさせていただきました。また、先月は行政区ごとの後援会主催によります村政報告会を開催しましたところ、それぞれ皆さん方には地元議員としてご祝辞をいただきまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。たくさんの方の要望やご意見を聞かせていただきました。この声に真摯に向き合い、選挙に臨んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方のご協力よろしくお願いを申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所の事故によります放射能汚染の問題であります。次々と新たな問題も発生しており、いまだに収束できぬ現状であります。特に、肉牛の出荷停止問題は深刻な問題になっております。このような状況から、去る8月9日の午後5時から、埴町公民館で東西しらかわ農協、東白養畜農協、県酪農協主催によります畜産農家の総決起大会が開催されました。私も来賓として招かれ、ともに頑張ろうと激励のあいさつをいたしました。農家代表の決意表明には、郡の畜産総決起大会でありながら、ほとんど司会者が鮫川村の農協職員、そして、決意表明には、繁殖牛関係では関根孝之助さん、そして酪農家の代表では舟木久君、そしてがんばろうのコールの音頭には芳賀登君。いずれも皆さん、鮫川のきょうは大会なのかなと思わせるほど立派な、鮫川の畜産農家の活躍がありました。そして、それぞれの意見の中で、この原発事故に対する被害、東京電力に、あるいは国にそれぞれ補償を求めていく、そして、厳しい現状であることをしっかりと、皆さんの意見を聞きながら受けとめてまいったところでもあります。大変苦しい事情、村も全力を挙げてこの畜産を、村の一大産業であります畜産を守っていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力もよろしくお願いをしたいと思います。

また、現在、米の問題に関心が集まっております。先日、県主催の会議がありました。県独自の対策として、放射能検査を収穫前の予備調査と収穫後の本調査の2回実施する方針が示されました。予備調査は、収穫前の段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施するものであり、調査内容の詳細につきましては、本会議後にご説明を申し上げたいと思いま

す。

瑞穂の国とは稲が豊かに実る国のことであります。日本人にとって、米の重みは別格であります。私たちがいやしてくれる里山の風景も、伝統文化も稲作がつくり出してきたものであります。日本民族のDNAそのものであります。米に影響が出ないことを祈りたいと思っております。いずれにいたしましても、本村といたしましては、村民の健康を守り、消費者の信頼を得るためには、村で生産されるすべての食料のモニタリングをしっかりと行い、安全・安心を確保したいと考えておりますが、万が一放射能が検出された場合には、防染の対策をしっかりと講じてまいるところであります。

次に、放射性物質の測定器であります。ようやく国・県の補助事業が示されましたので、国・県に2台要望したところでもあります。1台につきましては採択されましたので、今回の補正予算に計上したところでもあります。この機械はドイツ製で、農産物や水、土壌等が測定できるものであります。来月中旬ごろには入る予定です。

また、中学生以下の子供たちや妊婦の健康を守るための県の事業ができましたので、早速計画表を作成し、要望したところでもあります。この事業は、中学生以下の子供たちと妊婦一人一人に個人線量計を配付し、積算被曝量を調査するものであります。本県の放射能測定値は、県北や県中地区から比べますとまだまだ低いレベルではあります。安心して村に住んでいただくためには必要なものだと思います。要望したところでもあります。また、放射線簡易測定器も整備できる事業でありますので、現在、申請に向けて準備しているところでもあります。

さらに、防染対策事業であります。線量低減化活動支援事業という県事業ができましたので、現在、取りまとめ作業をしているところでもあります。この事業は、行政区やPTA、地域づくり団体が主体で行う防染事業で、1団体50万円を程度に高圧洗浄機やスコップ、ゴム手袋などを整備できる事業であります。現在、関係団体に説明するとともに、広報紙に掲載し、広く実施団体を募っているところでもあります。

これらの事業につきましては、事業費が確定次第、予算措置を講じる考えでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本来、放射能汚染対策は原因者であります国、東京電力が行うものであります。しかしながら、対応がまことにおくれており、村民の不安を考えますと、村独自にできることは先行して実施しなければ解決しないものと考えております。また、費用等の負担につきましても、本来、全額原因者である国、東京電力が負担するのが常識であります。対応策が確定しておりませんので、補助事業の残り部分は、当面村で負担し、時期を見て国、そして東京電力

に請求してまいりたいと考えております。

この放射能汚染問題は、補償・賠償問題からモニタリング、防染対策まで、かなりの覚悟が必要だと思えます。村民の不安を払拭するため、村が総力を挙げて取り組む必要があるのではと考えております。皆様方のご協力も重ねてお願いするところであります。

さて、本日ご審議をいただく議案ですが、専決処分の承認を求める議案が1件、それから、一般会計の補正予算と工事請負契約の締結案件が3件の合計5議案であります。いずれも慎重にご審議をいただき、全議案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、あいさつといたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7番 星 一 彌 君 及び

8番 関 根 政 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第63号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第63号、専決処分の承認を求める件につきましてご説明を申し上げます。

本件は、地震災害と原発事故汚染問題で、その対策が急がれておりました案件につきまして専決処分をしたものであります。1件は、高齢者総合福祉センターが、今度の震災により地盤が沈下し、さらに、その後の余震によりのり面の崩落が進行するなど、一刻も早い復旧工事が急がれたためのものであります。2件目は、地震により、自家用水道の水源が枯れたり、あるいは細くなり、生活に支障を来す世帯が出たため、その復旧費用に村単独で補助事業を創設したものであります。3件目は、原発事故による放射能汚染から子供たちを守るため、こどもセンターの園庭、小・中学校の校庭、それから青少年広場・村民運動場の表土の除去や側溝の清掃などを夏休み中に実施するため、これらの予算を専決処分したものであります。

それでは、事項別明細書により、予算の内容をご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをごらん願います。補正前の予算額が31億9,966万3,000円に対し、今回、2,077万9,000円を増額し、補正後の予算額を32億2,044万2,000円とするものであります。

2ページをごらん願います。歳入ですが、財源はすべて財政調整基金からの繰り入れとさせていただきます。高齢者総合福祉センター施設災害復旧工事と、校庭や園庭の表土除染工事は補助事業に該当いたしますが、制度の内容が把握できる段階でなかったため、今回は計上しておりません。補助金が確定次第、補正計上するようにしたいと考えております。

3ページをごらん願います。歳出の3款民生費です。こどもセンター費の11節需用費の修繕料116万1,000円は、地震により水道の塩素滅菌機と冷暖房機などが損傷し、使用不能状態になってしまいましたので、これを修繕するものであります。幼児送迎バスに冷暖房設備がないため、暑さ対策として、バス3台に扇風機を設置するものであります。

次に、4款衛生費の4目環境衛生費の19節負担金、補助及び交付金の地震災害被災者自家用水道復旧支援補助金500万円は、冒頭でご説明いたしました簡易水道未普及地域の住民が利用している自家用水道が出なくなった世帯に対し、復旧費用の一部を補助率2分の1、10

万円を限度に補助するものであります。

次に、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費の1目公立学校施設災害復旧費、15節工事請負費223万3,000円ですが、これは、青生野小学校、鮫川小学校、鮫川中学校の校庭の放射能除染対策工事費であります。校庭はロードスweeperで表土を除去するとともに、側溝の土砂等も撤去し、砂場の砂も入れかえをあわせて実施するものであります。

同じく、2目体育施設災害復旧費の15節工事請負費95万8,000円は、青少年広場と村民運動場の放射能除染のための表土除去工事費であります。

次に、5項民生施設災害復旧費の1目社会福祉施設災害復旧費の15節工事請負費1,055万1,000円は、高齢者総合福祉センター施設災害復旧工事費であります。

4ページをごらん願います。11款災害復旧費、5項民生費施設災害復旧費、2目の児童福祉施設災害復旧費の15節工事請負費87万6,000円は、こどもセンター園庭の放射能除染のための表土除去と側溝清掃・砂場の入れかえのための工事費であります。

以上で7月15日に専決処分いたしました一般会計補正予算（第3号）に関する説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 今回の表土の除去工事の内容について質問いたしますが、各学校、さらには青少年広場と村民運動場の表土をロードスweeperで表土を除去ということですが、この汚染された表土の処理の方法、あと工事の詳しい工事の内容、それから、その処理ですね、表土を除去した後の、その土をどのように処理していくのか。また、そういった国・県の指導が多分あるかと思いますが、詳しいその工事の内容についてお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の、校庭等の表土の除染の作業についての、こういった作業方法なんだということですが、ロードスweeperということは、ロードスweeper事業というのは表土を1センチメートルから2センチメートル、舗装道路を掃除する掃除機みたいなものがあるんです。これで表土をはがして、掃除しながら表土を集めて、それを掃除機みたいに吸い上げるんです。各校庭、大体1センチメートル平均で、1センチメートルか2センチメートルになるそうです。それを背中にしょい込んだ、それを1カ所に集めて、それを、集めた土を全部、表土は村有地に保管すると、そういう作業になります。大体、村全体と表土の容積というんですか、容量は400立方メートルになるそうです。400立

方メートルというダンブは6トンぐらい使うんですか、6トンぐらいしか使わないそうです。何か砂がこぼれちゃうからかな、大体70台だそうです。これは村有地に保管して、それに飛び散らないように表土に30センチメートルほど新しい土をかけて保管する、そういう考えでおります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 今、その状況の費用ですけれども、これ各学校、それから青少年広場等、面積はそれぞれ違っていると思うんですけれども、これはその基準というのはどういう基準でもって算出されているのか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 各学校ごとに、それでは皆さんにお知らせしますが、まずこどもセンターの園庭が87万6,000円になります。鮫川小学校が56万8,000円、青生野小学校が94万円で、青生野小学校は校庭と、あと上にまた大きい運動場があるんですね。これも子供たちが使うそうですから、これもあわせて行うようにしました。鮫川中学校が72万1,000円、青少年広場が54万6,000円、村民運動場が41万2,000円、合計で400万円となります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 金額はわかっているんですけれども、これ大体ならしでもって1平米幾らぐらいの計算でいくのかどうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、単価がいろいろその、側溝もあります。あとは側溝の土砂の運搬、校庭の表土除去、そういったこともあります。まず側溝の長さで1メートル当たり幾らという金額になりますし、ロードスーパーの場合には、平米当たり単価が12万円になります。平米12万円じゃないな、これ。青生野小学校の場合、752平米あって12万円、ですから、これ割り算すると何ぼになるかな。そういったそのもろもろ、あとは機械の運搬費とか、そういうのも加算されます。

まず、今、前田議員が知りたいのは、平米当たり幾らかということかな。そうすると、12万円割る752平米、そうすると平米当たり160円だそうです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） 民生費のほうなんです、地震による自家用水の補助金の関係なんです

が、一応500万円という金額が提示されておりますけれども、現在、どの程度の戸数が応募されているのか、上限が10万円ということなのですが、これは個人に該当するのか、それともある程度何人かの規模まで該当するのか、その内容等をちょっとお聞きしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村長の考えとしましては、個人にもグループにも一様に考えております。それで、問い合わせが29件です、今のところ。問い合わせ29件のうち、実際に申請したのが18件ほどおります。また、作業が終わっている、この18件のうち既に済んでいる方が12件、今工事中の方が6件だそうです。合わせて申請者が18件、そのほかにまた11件の方は計画中ということですか、問い合わせで10万円の準備はありますよというお知らせだけはおきました。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第63号 専決処分の承認を求めることについて、簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第64号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第64号 一般会計補正予算（第4号）についてのご説明を申し上げます。

補正前の予算額が32億2,044万2,000円に対しまして、今回、542万2,000円を増額し、補正後の予算額を32億2,586万4,000円とするものであります。

補正の主なものであります。1つは、冒頭のあいさつでも触れましたが、国の補助事業を導入して、放射性物質分析機器を整備するものであります。2件目は、村単独補助事業として実施しております地震災害被災者住宅再建支援補助金が不足するため、増額補正するものであります。3件目は、広畑住宅団地整備事業費の補正であります。

それでは、事項別明細書の6ページをごらん願います。歳入ですが、14款県支出金、5目農林水産業費県補助金の1節農業補助金の農業災害対策事業費142万6,000円は、放射性物質分析機器導入のための補助金であります。補助率は事業費の2分の1であります。

次に、17款繰入金の1目財政調整基金繰入金399万6,000円は、公営住宅建設事業費、こどもセンター管理費、農業災害対策事業費、地震災害被災者住宅再建支援事業費、公営住宅建設事業費などの財源に充てるものであります。

次に、歳出です。7ページをごらん願います。2款総務費、1目の一般管理費の15節工事請負費の26万3,000円は、コンピューターサーバー室のエアコンが地震により損壊し、早急な復旧が必要であるため、整備するものであります。

次に、3款民生費、5目こどもセンター費の11節需用費17万5,000円は、放射能対策として泥除けマットを玄関など2カ所に整備するものであります。

次に、6款農林水産業費、3目農業振興費の18節備品購入費285万3,000円は、農産物や水、土壌などの放射能を測定する放射性物質分析機の購入費であります。

次に、8款土木費、1目住宅管理費の19節負担金、補助及び交付金の地震災害被害者住宅再建支援補助金100万円は、20万円を限度に助成しております被害者住宅復旧のための補助金であります。申請額が予算措置額を上回る見込みであるため、補正するものであります。現在まで申請を受けた件数は74件であります。今回の補正額を加えた総額は1,310万円になるものであります。

次に、2目住宅建設費の13節委託料ですが、広畑住宅団地の建てかえに伴い、上水道と集落排水の布設替えが必要となり、実施設計業務委託料に不足を生じるため、補正するものであります。

8ページをごらん願います。7ページからの8款土木費、3項住宅費の続きであります。22節補償、補填及び賠償金の移転補償費35万2,000円は、住宅建てかえに伴う電柱・電話柱の移転補償費であります。

次に、13款予備費の26万3,000円の減額は、財源調整のための減額であります。

以上で議案第64号 平成23年度一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） 農林水産事業のほうなんですけど、放射性物質の分析機器と金額が、285万3,000円提示されておるようなんですけど、どの程度まで放射能汚染が測定されるのか。農産物もという話もちよっと聞いておりますけれども、農産物全体ができるのか。その辺の内容をちよっとお聞きしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、簡易な測定器で300万円ですから、それほどの信頼性はないと思いますけど、まず県とか専門の機関に頼みますと、相当な時間がかかるんです。1週間ほど要します。そうでなくて、農家の皆さんが安全に毎日暮らすためには、販売する、農産物以外であっても、自家用の農産物であっても必要があるわけです。こうしたために、安心を確保するためには早く、適期に測定する必要があるのかなという思いで準備をさせていただきました。「手・まめ・館」等で売るときには、やっぱり第三者に売るときにはもっと信頼にたけた保証機関、専門機関の検査が必要だと思います。まず簡易な、余り公表できない、それでも300万円ですから相当な検定は、検出はできるものと思います。まず水から農産物、土壌まで測定は可能です。ただ、それが公表できるかという点、そうではないそうです。ですから、それで有料でよその町村のものを測定してやるなんていうことはいかない、そういった範囲でご理解をいただければと思います。

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

○3番（前田雅秀君） そうすると、農林課のほうで検査をされるということですか。村民がそこに持って行けばよろしいんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、その機械の、3番前田君のお尋ねですが、場所等は今のところまだ、機械の大きさとかあるものですから考えていないんですけれども、精密な機械ですと、

その空中の、普通の密閉された部屋で相当厳密な構造を要しないとなかなか容易でないそうです。ですが、こういった機会ですから、建物を新たに建てるとか、そういったなしに、堆肥センターとか、そういったところで置けるような品物かなとは思っております。ただ、農林課に置くような機械では、またないと思います。場所は機械等、大きさとか重さとかその辺で、あとは利便性とか考えながら、生産者に申し込んでもらって、いつでも簡単に測れる、大概1時間ぐらい、1品1時間だそうです、結果が出るまで。そういった機械だそうです。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） なしと認めます。

これから、議案第64号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号～議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第65号 工事請負契約の締結についてから日程第7、議案第67号 工事請負契約の締結についての3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第65号から議案第67号までの3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第65号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

去る8月9日に鮫川村豊かな土づくりセンター第2期建築工事の入札を条件つき一般競争入札により行いました結果、棚倉町の藤田建設工業株式会社が、設計価格1億523万9,000円に対しまして、入札金額1億300万円で落札したことにより、この金額に5%の消費税を含めた金額、1億815万円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

こちら、去る8月9日に社会資本整備総合交付金事業、村道遠ヶ竜戸草線改良工事の入札を条件つき一般競争入札により行いました結果、浅川町の鈴五建設工業株式会社が、設計価格が6,395万円に対しまして、入札金額が5,320万円で落札したことにより、この金額に5%の消費税を含めた金額、5,586万円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第67号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

こちら、去る8月9日に広畑団地建てかえ事業、公営住宅1・2・3号棟建設工事の入札を条件つき一般競争入札により行いました結果、埴町の株式会社山本組が、設計価格8,455万2,000円に対しまして、入札金額が7,800万円で落札したことにより、この金額に5%の消費税を含めた金額、8,190万円で契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第65号から第67号までの3議案についての提案理由の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 議案各65号から67号までの入札参加業者、それから落札の状況、工事期間、あと条件の内容等について質問いたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員のご質問であります。

詳細につきましては、担当課より説明を申し上げます。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） ただいまのご質問、まず議案第65号でございますが、一応、条件といたしましては、県内に本社がある本県内全域の業者を対象といたしまして、県の平成23、24年度の県の評価がAランクの建築関係の業者、これは評点1,000点以上という条件をつけさせていただきました。入札に参加しました業者は3業者でございます。

以上でございます。

失礼しました。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） 続けて、工期につきましては、来年1月31日でございます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 続きまして、66号のほうの内容を説明します。条件としましては、県内でも県南地区、それから県中地区、ですから白河管内と郡山管内ですか、その2地区を限定しました。それで、先ほどAランクと言いましたけれども、ここの箇所につきましてはBランクで条件をつけました。参加した業者数ですけれども、8社です。8社が参加しました。工期限は平成24年3月26日までになっています。

続きまして、67号ですけれども、こちらは住宅の建てかえ工事ですけれども、こちらも県南と県中地区のBランク以上です。それで、参加業者数は4社です。工期限は平成24年3月14日というふうに設定しました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） この中でもって、最初の3社については入っていないと思うんですけれども、村内の業者は何社入っているのかな。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） 村内の業者の参加は1社でございます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） では、村道の改良工事のほう、66号のほうですけれども、こちらは8社中、村内の会社は2社が申し込みありました。それから、67号につきましては住宅の建てかえ工事ですけれども、4社中、村内の会社は1社です。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蛭田武彦君。

○6番（蛭田武彦君） 65号ですか、これの第2期建設工事の内容ですね、それからあと、66号の件なんですけれども、メートル数と、それから大体舗装までいくのか、それとも改良までなのか、あと67号については、これ1・2・3号となると、1棟2世帯の住宅だったよね。そうすると、何か金額が随分安いように感じるんですけれども、これ1・2・3を全部で8,000万円ということですか。じゃ、この前のこと、2つお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これも、詳細につきましては担当課より説明いたします。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（森 洋君） ただいまの蛭田議員の質問ですが、まず土づくりセンターのほうは、2期工事といたしまして、資材庫と保管庫、並びに副資材等の保管をするパイプハウスを予定しております。その他附帯工事ということでございます。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） では、工事の内容ですけれども、66号のほうの村道改良工事の中身ですけれども、延長が818メートルです。この工事は去年から実施しています。去年は100メートルちょっとやりまして、平成23年は818メートル。といいますと、大石草側からやっているんですけれども、戸草に向かって行きますと頂上付近まで行きます、この800メートルといいますと。中身は、側溝入れて、路盤を仕上げで舗装までと思っています、計画してあります。

あと、住宅……

〔「住宅はいい」と言う人あり〕

○地域整備課長（近藤保弘君） いいですか。

以上です。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第66号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第67号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（前田三郎君） 日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、会議規則第122条の規定に基づき、県町村議長会主催による町村議会正副議長研修会に副議長の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することを決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第8回鮫川村議会臨時会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時54分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成23年8月12日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 政 雄